

工事シングルガード



工事シングルガードとは

工事中に工事現場で火災・落雷・台風などの不測かつ突発的な事故により工事対象物(保険の対象となる物)に生じた損害を補償します。

対象となる工事は

日本国内における

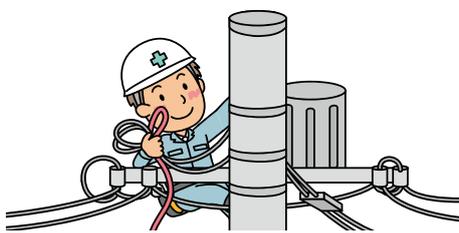
● 建築工事

住宅・ビル等の建物の建築工事、増築・改築・内装・改修工事 など



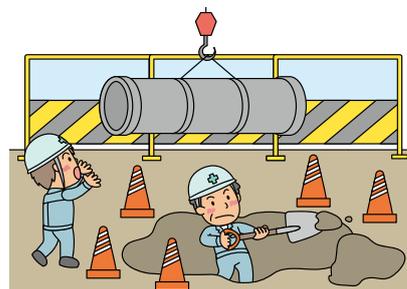
● 設備工事

電気工事、配管工事、各種機械の据付設置工事などのほか、建築工事、土木工事 以外のすべての工事



● 土木工事

上下水道工事、造園工事、道路工事、トンネル工事、河川工事 など



(注) 解体工事、^{しゅんせつ}浚渫工事は工事対象物の補償の対象となりません。

工事対象物に関わる様々な危険をこの商品で幅広く補償!

1年間のすべての工事をまとめて補償します!

(保険のかけ忘れの心配が不要です。事務手続きも簡単です。)

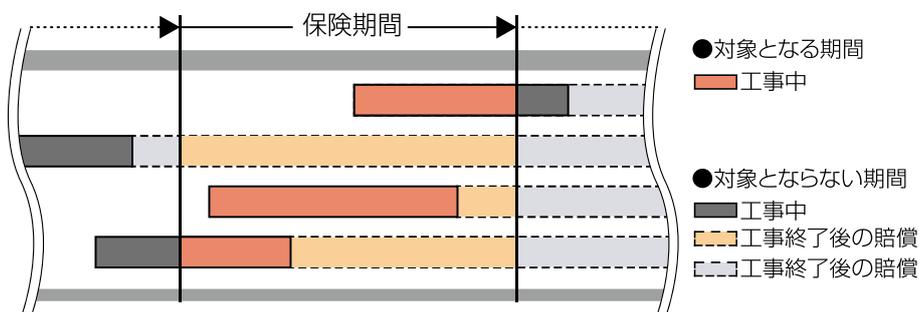
保険の対象となるお客さまは

年間完成工事高30億円以下の建設業のお客さま向けの商品です。ただし、解体工事、^{しゅんせつ}浚渫工事のみを行うお客さまは加入できません。

保険期間(ご契約期間)は

保険期間：1年間

保険責任期間：保険期間(1年間)中に発生した事故が補償の対象となります。



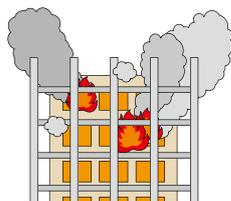
補償内容は

保険の対象となる方(被保険者)	お客さま、下請負人、発注者、お客さまの行う工事が下請工事の場合の元請負人、リース業者
保険の対象物	<p><工事対象物> 工事の目的物(※1)、工事の目的物(※1)に付随する仮工事の目的物、電気配線、配管、照明設備などの工事中仮設物(※2)、工事中仮設建物および収容されている什器・備品(※2)、工事中材料・工事中仮設材(※2) (工事中機械・器具は対象となりません。) (※1) 新たに建築、設置、取付などを行う「物」そのものこと、請負契約上、完成後に引渡しをする工物件(請負契約のない工事の場合は、完成させることを目的とする工物件)のこと。建築、設置、取付作業などに伴い、既設物(既設建物の壁・天井や既設の機械・装置など)に作業を加えた場合でも、既設建物の壁・天井や既設の機械・装置などの既設物は「工事の目的物」には含まれません。 (※2) 保険証券記載の工事専用である場合にかぎります。</p>
保険金をお支払いする場合	工事現場における、荷卸開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害について保険金をお支払いします。工事中材料・工事中仮設材は資材置場等から工事現場までのお客さまによる運搬中も対象となります。

お支払いする損害は

工事現場における「不測かつ突発的な事故」による損害に対してお支払いします。

事故例



軽量鉄骨天井の下地吊ボルトを溶接中、溶接の火花が断熱防湿板に燃え移り、壁体を残して全焼した。



強風のため足場が崩れ、建設中の建物のガラスを破損した。



下水道工事で、豪雨により現場工区内に土砂が流入し、鉄筋型枠内に土砂が堆積した。

お支払限度額・控除額

建築工事 設備工事	お支払限度額 (注)損害保険金に対して適用します。	1事故あたり	工事ごとの請負金額をもとに決定します。
	控除額(1事故につき)	火災・落雷・破裂・爆発による損害	なし
		その他の損害	10万円
土木工事	お支払限度額 (注)損害保険金と残存物取片づけ費用 保険金の合計に対して適用します。	1事故あたり	工事ごとの請負金額をもとに、1,000万円が限度となります。
	控除額(1事故につき)	1工事あたり	2,000万円
		火災・破裂・爆発による損害	なし
		盗難による損害	10万円
		その他の損害	上下水道・造園工事
河川・トンネル・港湾・海岸・ 土地造成・ダム・災害復旧工事	300万円		
その他の工事	100万円		

お支払いする保険金は

損害保険金 右の①～④の合計額から、控除額を差し引いた額となります。	①工事対象物の復旧費用	保険の対象となる事故によって工事対象物に生じた損害について、損害発生直前の状態に復旧するために直接必要となる費用。お客さまによる資材運搬中の事故については控除額10万円を差し引いたうえで、100万円が限度となります。
	②工事対象物以外の復旧費用	工事対象物を修理するために、工事対象物以外のものを取りこわした場合、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用。1回の事故につき、300万円が限度となります。
	③特別費用	工事対象物の復旧のために必要な残業・休日出勤および夜間勤務による割増賃金や、急行貨物割増運賃(航空貨物運賃は含みません。)などの費用
	④損害防止費用	事故が発生したことを知った場合、損害の発生・拡大を防止するための必要または有益な費用のうち損保ジャパンが認めた費用 (注)水災または雪災による事故、土木工事における事故についてはお支払いの対象とはなりません。
	支給材(※)の取扱い (注)発注者などから支給された工事用材料などをいいます。	請負金額に含まれていない支給材(対象工事の完成に必要なものにかぎり)は、工事請負金額の10%または20万円のいずれか大きい額まで工事対象物の復旧費用として加算されます。
	工事用材料の取扱い	資材価格の高騰による場合でも復旧時の市場価格をもとに復旧費を算出します。ただし、工事費の内訳書類にもとづいた金額の120%を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた工事対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。 (注)水災または雪災による事故についてはお支払いの対象とはなりません。	
臨時費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。 (注)水災または雪災による事故、土木工事における事故についてはお支払いの対象とはなりません。	

● 支給材の全額担保について(支給材担保追加特約)

支給材担保追加特約をセットすることで、支給材を再取得するために必要な費用を全額復旧費に算入することもできます。労務提供のみの下請工事等ではお客さまの行う工事の目的物がすべて「支給材」としての取扱いとなりますので、全額補償するためにはこの契約方式がおすすめです。

(注)この場合、確定保険料方式でご契約いただくことはできません。また、保険期間の途中でこの特約のセット・削除はできません。1工事あたりの保険金額は、工事ごとに支給材価額を加算した金額となり、所定の通知書により工事内容の通知が必要になります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



お支払いできない主な損害は

次のような損害または費用に対しては保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

【建築工事・設備工事・土木工事共通】

- 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反により生じた損害
- 戦争、外国の武力行使などその他これらに類似の事変または暴動により生じた損害
- 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊により生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)などの有害な特性またはこれらの特性による事故、およびその他の放射線照射もしくは放射能汚染により生じた損害
- 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 工事対象物が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によって使用部分に火災、破裂または爆発以外の原因により生じた損害
- 工事対象物の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- 工事対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- 風、雨、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- 矢板・くい・H形鋼などの打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- 湧水の止水または排水費用
- テロ行為またはテロ行為の結果として生じた損害(日本国内においておこなわれる工事は、保険金額が15億円以上の場合にかぎります。)
- サイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

など

【土木工事の場合、次の損害または費用もお支払いできません】

- 土木工事の設計、施工、材質または製作の欠陥により、その工事対象物部分に生じた損害
- 不発爆弾または機雷により生じた損害
- 土砂の圧密沈下のため追加して行なった埋立、盛土または整地工事の費用
- 掘削工事ともなう余掘りまたは肌落ちの損害
- 浚渫部または再浚渫部に生じた損害または費用
- 捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動により生じた損害
- 矢板、杭、H形鋼、地中壁などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらのものの流入を防止するために要する費用
- 基礎、支持地盤などの支持力不足に起因して沈下した工事対象物の位置の矯正に要する費用
- コンクリート部分のひび割れの損害
- 支保工建込み後に土圧により生じた支保工、掛矢板などの変形、歪み等の損害
- 土捨場または土取場における土砂崩壊により生じた損害
- 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害
- 芝、樹木その他の植物の枯死
- 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池などに流入した土砂、水、岩石、草木などを除去する費用
- 舗装工事などの工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れなどの損害
- 海水のたまりを除去する費用

など

保険料例は

ご契約内容	工事内容	建物改修工事(建築工事) 電気工事(設備工事) 上下水道工事(土木工事)	年間完成工事高	建築工事 120,261千円 設備工事 185,634千円 土木工事 108,006千円 合計 413,901千円
	払込方法	12回払	契約方式	確定保険料方式

各回保険料 67,220円

年額保険料 806,640円

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 対象工事を限定したご契約

お客さまのニーズにより、対象工事を限定してご契約することも可能です。限定の仕方には制限がありますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

② 下請工事の取扱い

お客さまが行う工事が下請工事の場合、工事対象物の補償は、契約上または法律上自己の費用にて復旧する必要があるもののみお支払いします。(例:作業ミス等)

③ 確定保険料方式について

本保険は、保険料を最近の会計年度の年間完成工事高から算出し、通知・精算を不要とする契約方式(確定保険料方式)をとっています。ただし、一部お取扱いができない場合があります。この場合は、暫定保険料方式として、損保ジャパン所定の通知書による「個々の工事内容の通知」と「確定精算の手続き」が必要です。

確定保険料方式の特長とご注意点	<ul style="list-style-type: none">◆ 保険契約締結の時点で保険料が確定します。 (注)最近の会計年度の年間完成工事高に基づいた保険料より、保険期間中の実際の完成工事高に基づいた保険料が小さくなった場合も、保険料は返れいできません。◆ 「個々の工事内容の通知」と「確定精算の手続き」は不要です。◆ 契約上の保険金額は、客観的資料などによりご確認させていただいた最近の会計年度の年間完成工事高とし、これを総保険金額とします。事故の際は、個々の工事の請負金額を保険金額として保険金をお支払いします。 総保険金額が、契約時における最近の会計年度の年間完成工事高に不足していた場合、保険金を全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。◆ 確定保険料方式としてご契約された場合、保険期間の中途や契約を継続いただく際に、原則、暫定保険料方式へ変更することはできません。
確定保険料方式のお取扱いができない場合	<ul style="list-style-type: none">◆ 新規事業参入等で前年度の工事実績がない場合◆ 建築・設備・土木のすべてまたは2以上の工事種類を行う場合であって、それぞれの工事種類の完成工事高が客観的資料によりご確認できない場合◆ 対象工事を限定したご契約の場合◆ 支給材担保追加特約条項をセットする契約

④ 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

⑤ 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑥ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

⑦ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑧ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

① 通知義務等

次のような場合には事前に取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。

- 住所を変更される場合
- その他、保険契約申込書の記載事項に変更が発生する場合 など

ご連絡がないまま万一事故にあわれた場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがありますのでご注意ください。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

① 事故が起こった場合のお手続き

この保険のお支払対象となる事故が発生した場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

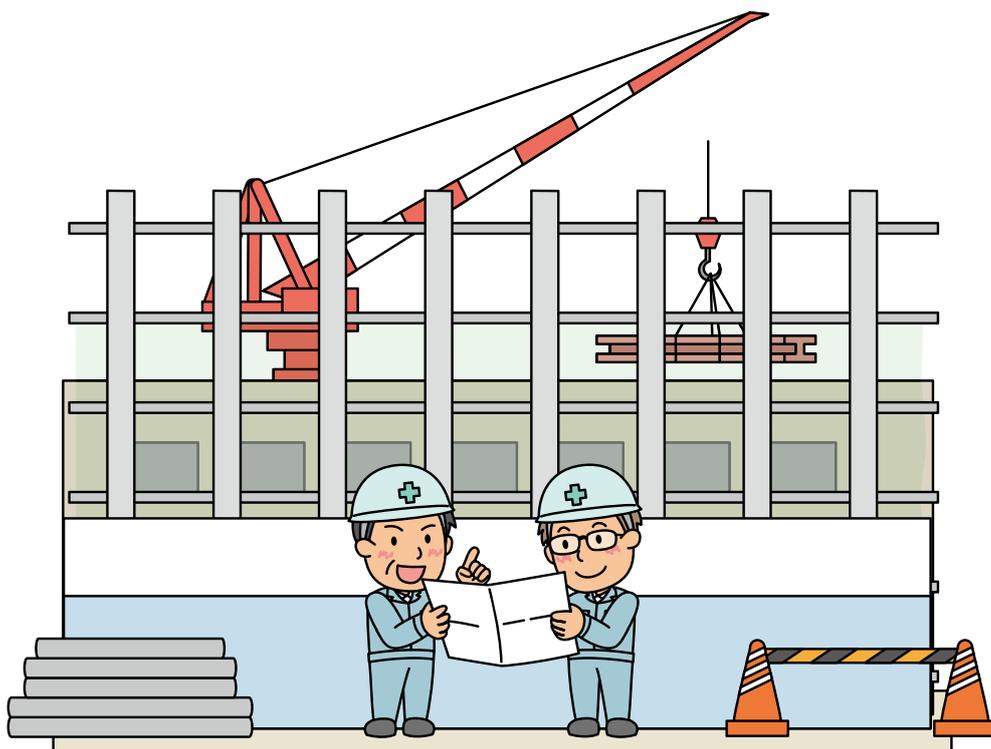
0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。



IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

⑤ 分割払保険料のご注意

第1回目の分割保険料の払込みがなかった場合には、保険金をお支払いしません。第2回目以降の分割保険料は、保険契約申込書記載の払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。)までにお支払いください。払込期日までに分割保険料の払込みがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかつたり、保険契約が解除される場合等があります。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

損保ジャパン問い合わせ

検索

【受付時間】

0120-888-089

平日：午前9時～午後8時

おかけ間違いにご注意ください。

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

★「工事シングルガード」は建設工事保険に、工事の目的物に関する特約・総括契約に関する特約等をセットした契約のペットネームです。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302

TEL 047-380-8742

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>